

(仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業

募集要項

(修正版)

令和7(2025)年7月3日

(8月12日修正版)

郡山市

目次

1 募集要項の定義	1
2 事業概要	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 事業に供される公共施設の種類.....	2
(3) 公共施設等の管理者等の名称.....	2
(4) 事業目的.....	2
(5) 事業の概要.....	2
(6) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等.....	5
3 事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1) 事業者の募集及び選定の方法.....	6
(2) 選定の手順及びスケジュール.....	6
(3) 応募者の備えるべき参加資格要件.....	7
(4) 参加手続.....	12
(5) 優先交渉権者の決定方法等.....	20
(6) 契約に関する基本的な考え方.....	20
4 その他	22
(1) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	22
(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	22
(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	23
(4) その他事業の実施に関し必要な事項.....	23

1 募集要項の定義

(仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、郡山市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として、令和7（2025）年7月3日に特定事業の選定を行った（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対して、令和7（2025）年7月3日付で公告した公募型プロポーザルについての説明書である。

募集要項に添付されている以下の資料は一体のものとする（以下総称して「募集要項等」という。）。

（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業	要求水準書
（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業	審査基準
（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業	様式集
（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業	基本協定書（案）
（仮称）郡山市立中学校給食センター整備・運営事業	事業契約書（案）

なお、募集要項等、令和7（2025）年3月5日に公表した実施方針、実施方針等に関する直接対話、実施方針及び要求水準書（案）に対する回答に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問への回答、実施方針等に関する質問への回答、実施方針によることとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

(仮称) 郡山市立中学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

(仮称) 郡山市立中学校給食センター（外構、附帯施設を含め、以下「本件施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者等の名称

郡山市長 椎根 健雄

(4) 事業目的

現在、市内の給食センターは、「郡山市立中学校給食センター」及び「郡山市立中学校第二給食センター」の2か所が稼働しており、市立中学校22校に完全給食を提供している。

昭和47（1972）年にしゅん工した「郡山市立中学校給食センター」及び平成元（1989）年にしゅん工した「郡山市立中学校第二給食センター」は、建築後、長期間が経過し、施設・設備の老朽化が著しく進んでいる。また、2か所の既存給食センターは、学校給食衛生管理基準が施行された平成21（2009）年以前に建築されたため、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない状況である。従って、施設の老朽化への対応に加えて、衛生管理の徹底が求められている。

このような中、民間活力（PPP／PFI）導入可能性調査（令和6年3月）においては、2か所の既存給食センターを1センターに集約・建替えするとともに、その整備手法はPFI法に基づくものとし、本件施設の設計、建設、維持管理及び運営の一部の業務を長期に、かつ一体的に民間事業者に委ねることとした。

以上により本事業では、学校給食衛生管理基準や食物アレルギー等に対応した、安全・安心でおいしい給食を提供できる給食センターを新たに整備することを目的とする。加えて、時代に合わせた食文化の継承や、自然災害後の速やかな給食提供の再開等が可能な施設とし、長期的な観点での給食の質の確保と整備運営コストの縮減を目指す。

(5) 事業の概要

ア 施設概要

(ア) 所在地

郡山市安積町成田字長山地内 外

(イ) 提供食数

8,500食／日

※米飯については6,500食／日の供給能力を有するものとする。アレルギー対応食数は、85食／日（提供食数の1%程度）を想定している。

(ウ) 受配校

中学校22校

イ 事業方式

PFI法第14条第1項に基づき、市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）と締結するPFI事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者自らが本件施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設の維持管理及び運営等を行うBTO（Build Transfer Operate）方式とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和25（2043）年7月末日までとする。

エ 事業範囲

事業者が行う本事業の事業範囲は以下のとおりである。なお、事業範囲の詳細については、要求水準書を参照すること。

① 事業者が行う業務

事業者は、以下の業務を行うものとする。

a 施設整備業務

- (a) 事前調査業務
- (b) 設計業務（基本設計・実施設計）
- (c) 工事監理業務
- (d) 建設業務
- (e) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- (f) 調理設備調達業務
- (g) 調理備品調達業務
- (h) 食器・食缶等調達業務
- (i) 事務備品調達業務
- (j) 配送車両調達業務
- (k) 近隣対応・周辺対策業務
- (l) 中間検査・しゅん工検査及び引渡し業務
- (m) その他これらを実施する上で必要な関連業務

b 開業準備業務

- (a) 開業準備期間中の維持管理
- (b) 各種設備・備品等の試運転
- (c) 従業員等の研修・訓練
- (d) 調理リハーサル
- (e) 配送・配膳リハーサル
- (f) 内覧会、完成式典及び試食会等の開催支援

- (g) 施設説明資料（パンフレット）データ等の作成
- (h) その他これらを実施する上で必要な関連業務

c 維持管理業務

- (a) 建築物保守管理・修繕業務（外構・工作物等も含む）
- (b) 建築設備保守管理・修繕業務
- (c) 調理設備等保守管理・修繕業務
- (d) 調理備品等保守管理業務
- (e) 事務備品保守管理業務
- (f) 清掃業務
- (g) 光熱水使用量等管理業務
- (h) 警備業務
- (i) 長期修繕計画作成業務
- (j) その他これらを実施する上で必要な関連業務

d 運営業務

- (a) 食材検収業務
- (b) 調理業務（アレルギー対応食を含む）
- (c) 配送・回収業務（維持管理等も含む）
- (d) 洗浄等処理業務
- (e) 廃棄物処理業務
- (f) 運営備品保守管理業務
- (g) 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む）
- (h) 受配校内での配膳業務
- (i) 食育・喫食促進支援業務
- (j) 広報支援業務（見学者対応支援を含む）
- (k) その他これらを実施する上で必要な関連業務

(l) 市の実施する業務

運営業務のうち、市が実施するものは以下のとおりである。

- a 食材調達業務
- b 食材検収管理業務
- c 食数調整業務
- d 検食業務
- e 献立作成・栄養管理業務
- f 衛生管理・調理指示業務

- g 光熱水費の負担
- h 給食費徴収管理業務
- i 受配校の調整業務
- j 食育業務
- k 広報業務（見学者対応を含む）
- l 市職員用事務室に関する引越し業務
- m 大規模修繕業務（事業期間終了後）

オ 自主事業（任意）

事業者の提案に基づき、市が許可した場合には、市と事業者の双方にメリットを生み出すことができる自主事業を実施することができる。

カ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者に支払う。（リース方式により配送車両を調達する場合、配送車両調達業務に対する対価は、維持管理及び運営の対価に含む。）
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に規定する施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者に支払う。
- (ロ) 開業準備に係る対価については、開業準備業務の終了後に一括で事業者へ支払う。
- (ハ) 市は、事業者が実施する本件施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。
- (ホ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、本件施設の保守管理・修繕、清掃及び警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費に係る費用が含まれる。
- (ヘ) 事業者の自主事業の実施により得られる収入については、全て事業者の収入とする。詳細については事業契約書（案）を参照すること。

(6) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するに当たっては、関係法令等を遵守すること。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

(2) 選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、以下のスケジュールにより行うことを見込んでいる。

表 事業者の募集及び選定スケジュール

項目	事業者の募集及び選定スケジュール（予定）
実施方針等の公表	令和7（2025）年3月5日
実施方針等に関する直接対話の実施	令和7（2025）年3月13日、14日、17日
実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和7（2025）年3月24日
実施方針等に関する質問への回答公表	令和7（2025）年4月14日
要求水準書（案）の修正版に関する質問受付期限	令和7（2025）年5月16日
要求水準書（案）の修正版に関する質問への回答公表	令和7（2025）年6月13日
特定事業の選定・公表	令和7（2025）年7月3日
募集要項等の公表	令和7（2025）年7月3日
現地見学会	令和7（2025）年7月8日
募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するもの）の受付期限	令和7（2025）年7月11日
募集要項等に関する直接対話の実施	令和7（2025）年7月14日、15日、16日
募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）への回答公表	令和7（2025）年7月17日
募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するものを除く）の受付期限	令和7（2025）年7月22日
受配校見学会	令和7（2025）年7月28日、29日、30日
募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く）への回答公表	令和7（2025）年8月12日
募集要項等に関する質問回答への再質問の受付期限	令和7（2025）年8月20日
募集要項等に関する質問回答へ再質問の回答公表	令和7（2025）年9月5日
参加資格審査書類の受付期限	令和7（2025）年9月9日
参加資格審査結果の通知	令和7（2025）年9月25日

提案書類の受付期限	令和7（2025）年11月14日
ヒアリングの実施	令和7（2025）年12月18日
優先交渉権者の決定及び公表	令和7（2025）年12月下旬
基本協定の締結	令和8（2026）年2月上旬
仮事業契約の締結	令和8（2026）年2月中旬
事業契約締結（市議会議決）	令和8（2026）年3月中旬

（3）応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

本事業へ応募する者（以下「応募者」という。）の構成等は以下のとおりとする。

(ア) 応募者は、本事業の施設整備業務のうち設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業より構成されるものとし、必要に応じて、その他の者（以下「その他企業」という。）として、事業マネジメント等を行う者等を含むことができることする。

(イ) 複数の業務を同一の企業が兼ねることは可能とする。ただし、建設企業と工事監理企業については同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼務することはできない。

(ウ) 一応募者の構成員は、以下の定義により分類される。

代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し応募に係る手続を行う企業

構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業

協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業

(エ) 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、配達・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の応募者の協力企業となることができる。また、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

(オ) 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、運営企業は、ＳＰＣから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負に係る契約を締結する前に市に通知すること。

(カ) 代表企業又は構成企業のいずれかにおいて、市内に本店又は支店等を有する者を1者以上含むこと。また、下請等の契約及び原材料の購入等の契約は、可能な限り市内に本店又は支店等を有する者との間で契約を締結すること。なお、応募者が提出した提案書類の評価に当たっては、市内に本店又は支店等を有する者の活用等について加点する。

イ 応募者の参加資格要件

(ア) 業務別の参加資格要件

応募者は、それぞれ以下に掲げる資格要件を満たすこと。

a 設計企業

設計企業は、次の(a)から(d)の全ての要件を満たしていること。

ただし、設計企業が複数である場合は、そのうち1者以上が次の(a)から(d)の全ての要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。

(b) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の実施設計の実績を有していること。

(c) HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計若しくは工事監理の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計若しくは工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計若しくは工事監理の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

(d) 設計業務に従事する責任者として、次のiからiiiの全ての要件を満たす設計業務責任者を配置できること。

i 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者

ii 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者

iii 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の実施設計に設計業務責任者として従事した実績を有する者

b 建設企業

建設企業は、次の(a)から(e)の全ての要件を満たしていること。

ただし、建設企業が複数である場合は、そのうち1者以上が(a)から(e)の全ての要件を満たし、他の者は(a)から(c)の要件を満たすこととする。

(a) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により建築一式工事につき

特定建設業の許可を受けていること。

- (b) 建設業法に従い適正な技術者を配置でき、契約時に技術者の資格・会社との雇用関係を示す書類を提出できること。
- (c) 市外に本店を有する者においては、建設業法に基づく総合評定値（建築一式工事）が1,200点以上、市内に本店を有する者においては、総合点（建築一式工事）が810点以上であること。
- (d) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の施工の実績を有していること。なお、共同企業体（JV）で施工した場合は、代表構成員としての実績に限る。
- (e) 建設業務に従事する責任者として、次のiからiiiの全ての要件を満たす建設業務責任者を配置できること。
 - i 建設業法第27条の規定に基づき実施される技術検定のうち、一級建築施工管理技士の合格証明書の交付を受けた者又はこれと同等以上の資格を有していること
 - ii 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - iii 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の施工の実績を有していること

c 工事監理企業

工事監理企業は、次の(a)から(d)の全ての要件を満たしていること。

ただし、工事監理企業が複数である場合は、そのうち1者以上が次の(a)から(d)の全ての要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (b) 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること。
- (c) HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の実施設計若しくは工事監理の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設計若しくは工事監理の実績、ドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）の実施設計若しくは工事監理の実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績又はHACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛第85号）が適用される同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。

- (d) 工事監理業務に従事する責任者として、次の i から iii の全ての要件を満たす工事監理業務責任者を配置することができること。
- i 建築士法第2条第2項に規定される一級建築士の資格を有する者
 - ii 常勤の自社社員で6か月以上の雇用関係にある者
 - iii 国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延べ面積3,000 m²以上で、平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の実施設計又は工事監理の実績を有していること

d 維持管理企業

維持管理企業は、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した平成22（2010）年度以降に業務が完了した公共施設の維持管理業務の実績を有していること。

ただし、契約期間中の維持管理業務については、維持管理業務期間が1年以上経過し、部分完了検査に合格している実績も可とする。

なお、維持管理企業が複数である場合は、そのうち1者以上が前述の実績を有していること。

e 運営企業

運営企業は、次の(a)及び(b)の要件を満たしていること。

ただし、運営企業が複数である場合は、調理業務に当たる者のうち1者以上が、次の(a)及び(b)の要件を満たし、他の者は(a)の要件を満たすこと。

- (a) 平成22（2010）年度以降に、4,000食／日規模以上のドライシステムの学校給食センター又はドライシステムの大量調理施設（民間施設も含む）において、元請としての調理業務の実績を有していること。
- (b) 学校給食センターでの契約締結から3年以上の調理業務の実績を有していること。

ウ 応募者の制限

次に該当する者は、本事業に参加することはできない。

- (ア) PFI法第9条に示される欠格事由に該当する者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- (ウ) 自らが当たる業務に関する市の指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者。
- (エ) 清算中の株式会社である民間事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。

- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、郡山市入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (カ) 直近 1 年分の国税及び地方税を滞納している者。
- (ク) 選定審議会の委員又はその委員が属する企業と資本面（発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていること。）及び人事面（代表者又は役員が代表者又は役員を兼ねていることをいう。）で関連している者。
- (ケ) 次に示す者並びに次に示す者と資本面（発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしていること。）及び人事面（代表者又は役員が代表者又は役員を兼ねていることをいう。）で関連している者。
 - a 株式会社長大（所在地：東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目 20 番 4 号）
 - b はぜのき法律事務所（所在地：東京都中央区築地二丁目 3 番 4 号）
 - c 魚崎建築設計（所在地：神奈川県横浜市港北区仲手原一丁目 5 番 12 号）
- (ヘ) 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (オ) 前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。
- (カ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者。
- (ク) 郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (ケ) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）第 2 条に違反する者。

工 参加資格審査基準日

参加資格審査基準日は参加資格審査申請書類の受付期限日とする。

才 参加資格の喪失

参加資格確認後、応募者の構成員が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。この場合において、市は一切の費用負担を負わない。

- (イ) 参加資格審査基準日の翌日から優先交渉権者の決定及び公表の前日まで
応募者の構成員のいずれかが参加資格を欠くに至った場合（「イ 応募者の参加資格要件」のいずれかを満たさなくなった場合及び「ウ 応募者の制限」のいずれかに該当することになった場合をいう。以下同じ。）、市は、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。

ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、市が契約締結後の事

業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことがある。

なお、参加資格を喪失した構成員が当たる予定であった業務を代わる構成員が、応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の審査を受けた上で、構成員の追加を認める。追加する構成員の参加資格審査基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

(イ) 優先交渉権者の決定・公表日から基本協定締結日まで

優先交渉権者の構成員が参加資格を欠くに至った場合、市は、優先交渉権者と基本協定を締結しない。

ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、市が契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結することがある。

なお、参加資格を喪失した構成員が当たる予定であった業務を代わる構成員が、応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の審査を受けた上で、構成員の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うことができるものとする。追加する構成員の参加資格審査基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

(4) 参加手続

ア 募集要項等に関する事項

(ア) 現地見学会の実施

現地見学会は、令和7（2025）年7月8日（火）に実施予定である。詳細は、後日、市ウェブサイトに掲載する。見学会への参加を次のとおり受け付ける。なお、見学会は応募者の構成員として構成される予定であるグループ単位で参加するものとし、参加人数は1グループ4名までとする。

なお、集合場所は現地とし、終了後その場で解散を予定している。

- ・受付期間：令和7（2025）年7月7日（月）正午まで
- ・提出方法：電子メールにより現地見学会参加申込書（様式1-1）を提出すること。

(イ) 募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するもの）の受付及び回答

a 募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するもの）の受付

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：令和7（2025）年7月11日（金）午後3時まで
- ・提出方法：電子メールにより募集要項等に関する質問・意見書（参加資格審査に関するもの）（様式1-2①、②）を提出すること。

b 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）に対する回答

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するもの）に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7（2025）年7月17日（木）に、市ウェブサイトで公表

する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

また、意見に対する回答は公表しない。

(f) 募集要項に関する直接対話の実施

募集要項等に関する直接対話は、令和7（2025）年7月14日（月）から7月16日（水）に実施予定である。募集要項等に関する直接対話への参加を次のとおり受け付ける。直接対話は応募者の構成員として構成される予定であるグループごとに行うものとし、参加人数は1グループ15名までとする。

- ・受付期間：令和7（2025）年7月8日（火）午後3時まで
- ・提出方法：電子メールにより直接対話の参加申込書（様式1-3）及び直接対話の内容（様式1-4）を提出すること。

なお、直接対話における質問及び質問に対する回答は公表しない。

(I) 募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するものを除く）の受付及び回答

a 募集要項等に関する質問・意見（参加資格審査に関するものを除く）の受付

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く）を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：令和7（2025）年7月22日（火）午後3時まで
- ・提出方法：電子メールにより募集要項等の参加資格審査に関する質問書・意見書（参加資格審査に関するものを除く）（様式1-5①、②）を提出すること。

b 募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く）に対する回答

募集要項等に関する質問（参加資格審査に関するものを除く）に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7（2025）年8月12日（火）に、市ウェブサイトで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

また、意見に対する回答は公表しない。

(g) 受配校の見学会の実施

受配校の見学会は、令和7（2025）年7月28日（月）から7月30日（水）に受配校全校を対象に実施予定である。詳細は、後日、市ウェブサイトに掲載する。見学会への参加を次のとおり受け付ける。なお、見学会は応募者の構成員として構成される予定であるグループ単位で参加するものとし、参加人数は1グループ4名までとする。

なお、移動手段はグループごとに用意することとし、車両1台までとする。

- ・受付期間：令和7（2025）年7月22日（火）午後3時まで
- ・提出方法：電子メールにより受配校の見学会参加申込書（様式1-6）を提出すること。

なお、受配校見学会で疑義が生じた場合は、質問を以下のとおり受け付ける。ただし、質問内容は受配校見学会で生じた疑義に限る。

- ・受付期限：令和7（2025）年8月20日（水）午後3時まで。
- ・提出方法：電子メールにより募集要項等の参加資格審査に関する質問書（参加資格審査に関するものを除く）（様式1-5①）を使用し、提出すること。

(f) 募集要項等に関する質問回答への再質問の受付及び回答

a 募集要項等に関する質問回答への再質問の受付

募集要項等に関する質問回答のうち、8月12日に公表予定の質問回答について再質問を次のとおり受け付ける。

- ・受付期間：令和7（2025）年8月20日（水）午後3時まで

- ・提出方法：電子メールにより募集要項等に関する質問回答への再質問書（様式1-7）を提出すること。

b 募集要項等に関する質問回答への再質問に対する回答

募集要項等に関する質問回答への再質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7（2025）年9月5日（金）に、市ウェブサイトで公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、質問の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

イ 参加資格の審査に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格審査申請書類を提出し参加資格の審査を受けること。

なお、期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(f) 参加資格審査申請書類の提出書類、受付期間、提出場所及び方法

a 提出書類等

参加資格審査申請に関する提出書類（様式2～2-13）

上記と同一の内容を保存したCD-ROM又はDVD-ROM

b 受付期間

令和7（2025）年9月1日（月）～9月9日（火）午後3時まで

c 提出場所

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市教育委員会学校教育部学校管理課給食システム係

d 提出方法

持参又は簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能であり、かつ配送の過程及び到達日時が記録される手段によること。

なお、持参の場合、提案書類等は、様式集に定める部数を応募者の代表企業が提出先に持参すること。

(f) 参加資格審査申請書類の作成

参加資格審査申請書類は、様式集に定めるところに従い作成すること。

(g) 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格審査申請書類を提出した者に対して、書面により令和7（2025）年9月25日（木）に通知する。

(I) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、本プロポーザル参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

a 受付期間

令和7（2025）年9月25日（木）～10月1日（水）午後3時まで

b 提出場所

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市教育委員会学校教育部学校管理課給食システム係

c 提出方法

説明要求として本プロポーザル参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式3-1）を持参または簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能であり、かつ配送の過程及び到達日時が記録される手段により提出すること。

d 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

(f) 応募者等の構成

参加資格確認後は、応募者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(g) プロポーザル参加を辞退する場合

プロポーザル参加資格の審査申請書類提出以後、応募者がプロポーザルを辞退する場合は、辞退届（様式3-3）を提案書類の提出期限までに郡山市教育委員会学校教育部学校管理課給食システム係に持参又は簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能であり、かつ配送の過程及び到達日時が記録される手段により提出すること。

(f) 参加資格審査基準日

参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書類の受付締切日とする。

(g) 参加資格の審査基準日以降の取扱い

プロポーザル参加資格を有するとの確認を受けた応募者に属する構成員が、優先交渉権者決定までの間に、プロポーザル参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、プロポーザルに参加することはできない。

ただし、応募者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、応募者は市と協議を行うこととする。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがある。

優先交渉権者の決定から本契約締結までの間に、優先交渉権者の構成員に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として指名停止等に該当する場合には、当該応募者は失格とする。

ただし、応募者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、応募者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行う。

その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者決定のための審査の対象とすることがある。

(h) その他

参加資格審査申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

市は、提出された参加資格審査申請書類をプロポーザル参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

ウ 提案書類に関する事項

本プロポーザルに参加資格を有する応募者は、本事業に関する提案内容に関する提出書類及び提案価格に関する提出書類（以下「提案書類等」という。）を次により提出すること。

(ア) 提案書類に関する提出書類、受付日時、提出場所及び方法

a 提出書類等

本プロポーザルに関する提出書類（**提案書類提出書（様式4-1）、提案価格に関する提出書類（様式4-2～4-4④）、基礎審査に関する提出書類（様式5～5-7）、性能審査に関する提出書類（様式6～6-22）及び図面集（7～7-2②、任意）並びに提案価格に関する提出書類（様式～4-4④）**）を提出すること。

提出書類等と同一内容のデータをCD-ROM又はDVD-ROMに保存して提出すること。

なお、提案価格に関する提出書類については、封筒に巻封の上押印し、裏面も封印を押

して提出すること。

b 受付期間

令和7（2025）年11月10日（月）～11月14日（金）午後3時まで

c 提出場所

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市教育委員会学校教育部学校管理課給食システム係

d 提出方法

持参又は簡易書留及びこれに準ずる信書の送達が可能であり、かつ配送の過程及び到達日時が記録される手段によること。

なお、持参の場合、提案書類等は、様式集に定める部数を応募者の代表企業が提出先に持参すること。

(f) 本プロポーザルに当たっての留意事項

a 募集要項の承諾

応募者は募集要項の記載内容を承諾の上、提案すること。

b 費用負担等

提案書類等の作成並びに提出等本プロポーザルに関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

c 提案価格書及び提案書類の提出方法

提案価格書及び提案書類は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

d 棄権

プロポーザル参加資格を有する応募者が、提案書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

e 公正なプロポーザルの確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。応募者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者又はその代理人をプロポーザルに参加させず、プロポーザルの執行を延期又は取りやめがあることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置を探ることがある。

f 金額の記載等

(a) 提案上限価格

14,132,083,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、市の算定根拠は公表しない。

(b) 提案金額の記載

提案金額は、様式集（様式4-2）の「提案価格書」に記載すること。この際の計算

の前提となる金利水準は Refinitiv (登録商標) より提供されている令和7(2025)年10月10日(金)の午前10時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照) JPTSRT0A=RFTBに掲示されている TONA ベース 15 年もの(円／円) 金利スワップレートとし、物価変動率は見込まないものとする。

提案書類の提出時には、応募者は、元本及びスプレッドを提案するとともに、令和7年10月10日(金)の基準金利を用いて割賦料を提案するものであるが、事業期間における実際の支払額は、事業契約書に定める基準金利にて算定される額とする。

ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利0%」と読み替えるものとする。

g 一時支払金

(a) 本件施設の施設整備業務に係る対価

市は、本件施設の設計・建設業務に係る対価として、サービス対価Aのうち、本件施設の引渡し後に一括で支払う「サービス対価A1」と、本件施設の引渡し後から本事業期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価A2」に分けて支払う。

一時支払金は、地方債（公共施設等適正管理推進事業債）をもって充てる予定だが、当該事業債は時限措置であることから、現時点でのサービス対価の算定に当たっては、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債（学校施設整備事業債）をもって充てる次の計算式のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

項目	内容
サービス対価A1 ※1	
A1① 学校施設環境改善交付金対象経費 (1,418,947千円)	$A1① = a1 + a2 + a3$ $a1 \text{ 学校施設環境改善交付金相当額} = (472,000 \text{ 千円})$ $a2 \text{ 起債 (交付金対象額分)} = (A1① - a1) \times 90\% = (852,200 \text{ 千円})$ $a3 \text{ その他} = A1① - a1 - a2 = (94,747 \text{ 千円})$
A1② 学校施設環境改善交付金対象外経費※3	$A1② \text{ 起債 (交付金対象外分)} = \{(対象となる施設整備業務費} \times 2 \text{ の合計額} \} - A1① \times 75\%$

※1 消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を含む

※2 事業契約書（案）別紙4-1 サービス対価Aの「施設整備業務費」のうち、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、配送車両調達業務に係る費用を控除した金額

※3 A1②は10万円未満を切り捨てた後にA1①と合計

なお、実際に事業者に支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に発生した金融機関への事務手数料等の追加費用は事業者の負担とする。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価A2で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価A2に合わせて割賦手数料を調整する。

ただし、サービス対価A2のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価A1①の支払い時に消費税相当額として一括して事業者に支払う。

h 提案時算定用年間提供給食数

提案価格の算定に当たっては、要求水準書「配付資料2 生徒数等推計_修正版」等に基づいて算出すること。

なお、年間給食提供日数175日とする。

i 本事業に関する提案内容を記載した提案書類の取扱い

(a) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他、市が必要と認める場合、優先交渉権者の提案書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、優先交渉権者以外の提案については、本事業の審査結果の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(b) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(c) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

(d) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(e) 提案価格書の変更禁止

提案価格書の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(f) 提案価格書の変更禁止

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(g) 契約保証金

事業契約書（案）による。

(5) 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は、参加資格審査と提案審査の二段階で実施する。詳細は審査基準を参照のこと。

なお、性能審査で800点満点中400点未満の場合は、最優秀提案として選定しない。

ア 事業者選定審議会の設置

提案書類の審査は、学識経験者等で構成する選定審議会が行う。

イ ヒアリングの実施

提案内容の説明を求めるため、応募者にヒアリングを行う。

(ア) ヒアリング実施日

令和7（2025）年12月18日（木）（予定）

※開始時間、実施場所等の詳細は、別途、応募者に対して通知する。

ウ 優先交渉権者の決定及び公表

(ア) 優先交渉権者の決定

市は、選定審議会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(イ) 結果及び評価の公表

市ウェブサイトで公表する。

(ア) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市ウェブサイト等で速やかに公表する。

(6) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

市は優先交渉権者として決定された応募者の構成員と協議を行い、基本協定を締結する。当該優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点交渉権者と協議を行う。市は、市と基本協定を締結した交渉権者を事業者とし、事業者が設立したSPCと事業契約を締結する。

ただし、優先交渉権者として決定された本プロポーザルの代表企業以外の構成企業及び協力企業が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結に当たり、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める

企業による補完を求める場合がある。

イ 特別目的会社の設立

優先交渉権者として決定された応募者は、基本協定に従い、事業契約の仮契約締結までに、本事業を実施するため、ＳＰＣを会社法に定める株式会社の形態で、事業用地を除く郡山市内に設立するものとする。

応募者の構成企業は、ＳＰＣに対して必ず出資し、ＳＰＣの全株式の50%以上を保有すること。また、代表企業のＳＰＣへの出資比率は出資者中最大とすること。

全ての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 事業契約の締結

市は優先交渉権者として決定された応募者の代表企業及び構成企業が設立するＳＰＣと仮契約を締結する。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、優先交渉権者として決定された応募者の代表企業以外の構成企業及び協力企業が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該企業に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める企業による補完を求める場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがある。

エ 事業契約書の内容変更

ＳＰＣとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

オ 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係るＳＰＣ側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

カ ＳＰＣの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、ＳＰＣは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 その他

(1) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を探ることとする。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を探すこと、又は、事業契約を解約することができる。
- (イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (ウ) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (イ) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

ウ 当当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となつた場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

エ 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

オ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

(3) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金や起債の申請及び検査等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

(4) その他事業の実施に関し必要な事項

ア 議会の議決

市は、事業契約の締結に関する議案を令和8年3月市議会定例会に上程する予定である。

イ 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ウェブサイトにて適宜公表する。

ウ プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

エ 募集要項等に関する問合せ及び各種データの提出先

募集要項等に関する問合せ及び各種データの提出先は、次のとおりとする。

担当部署：郡山市教育委員会学校教育部学校管理課給食システム係

所在地：福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

電話：024-924-3421

FAX：024-935-5610

電子メールアドレス：gakkou-kyuusys@city.koriyama.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.koriyama.lg.jp/>